

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成30年4月16日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年4月16日

北陸地方整備局長 小俣 篤

- | 1 道路の種類及び路線名 | 占用を制限する区域 | 図面縦覧場所 |
|--------------|-------------------------------------|--------------------|
| 一般国道17号 | 南魚沼市下一日市字川原八九九番一から同市下一日市字公事免六八五番一まで | 北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所 |
| 〃 | 南魚沼郡湯沢町大字三国字赤石二〇一番七地内 | 〃 |
| 〃 | 南魚沼郡湯沢町大字三国字河内山国有林八三林班ハ小班地内 | 〃 |
| 〃 | 南魚沼郡湯沢町大字三国字土場山国有林八四林班ろ小班地内 | 〃 |
| 〃 | 南魚沼郡湯沢町大字三国字東谷九九六番一四地内 | 〃 |
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日 平成30年4月17日